



〈おきぎん〉

教育資金贈与信託

みらい応援

想いをカタチにするお手伝い



本商品は、2013年度税制改正における
「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した商品です。

PEOPLE'S BANK

◎ 沖縄銀行

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」のご留意事項

- 2013年4月1日から2021年3月31日までに、祖父母さま等からお孫さま等(30歳未満の方に限ります)への教育資金の贈与について、お孫さま等1人につき1,500万円を限度として贈与税が非課税になります。
(「教育資金」として払い出す金額のうち、学校等以外に払い出す金額の上限は500万円です。)
- 「教育資金」として払い出した金額が贈与税非課税となります。
- 「教育資金以外」の目的で払い出された金額と信託終了時の残額を合計した金額が、信託終了時に委託者から贈与があったものとして贈与税の課税対象になります。
- 2021年3月31日までは、お孫さま1人につき1,500万円まで追加資金のお預入ができます。
- 「教育資金非課税申告書」のご提出に際しては、『ご準備いただく書類等』をご確認の上、添付していただきます。
「追加教育資金非課税申告書」のご提出に際しては、委託者(贈与する方)が同一の場合、戸籍謄本等の提出不要です。
- お孫さま等から教育資金として支払った旨の領収書等を、払い出し時にご提出いただきます。領収証等の有効期限は、記載された日付から1年後の日となります。その日までにご提出いただけなかった場合は、贈与税の課税対象になります。
- 教育資金贈与信託のご契約前の領収書等、または信託終了日以降の支払年月日が記載された領収書等は、教育資金として支払い出した証明にはなりません。
- 以下の内容に変更が生じた場合、速やかに当行へご連絡ください。
ご変更の内容によっては、当行経由で税務署宛の申告書提出が必要となります。

- ①当行にお届けいただいている事項(住所・氏名等や個人番号)に変更が生じた場合
- ②贈与をする方が贈与後3年以内にお亡くなりになった場合

相続発生時点における残高(非課税拠出額から教育資金として払出した金額を差し引いた金額)のうち、贈与者からその相続開始前3年以内に本信託により取得した信託受益権等の価額に対応する金額は、受益者(贈与を受ける方)が委託者(贈与する方)から相続または遺贈により取得したものとして、相続税の課税対象(相続財産に加算)となります。ただし、相続発生時点で受益者(贈与を受ける方)が以下のいずれかに該当する場合は除きます。

- ◆23歳未満である場合
- ◆学校等に在学している場合
- ◆教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

※なお、税務上等の取扱いについては、税理士等専門家にご相談ください。

ご準備いただく書類等

	祖父母さま等	お孫さま等	親権者さま
贈与する教育資金	○	—	—
ご印鑑	○	○	○
当行普通預金通帳※1	—	○	—
個人番号(マイナンバー)	—	○	—
戸籍謄本等※2	—	○	—
確定申告書(写)・源泉徴収票等※3	—	△	—
本人確認書類(運転免許証、※4 保険証など)	—	○	○

※1 当行の普通預金口座をお持ちの場合、通帳をご用意ください。

※2 祖父母さま等とお孫さま等の関係がわかるよう、それぞれのお名前が入った戸籍謄本等が必要になります。

※3 合計所得金額を明らかにする書類。但し、お孫さま等が扶養親族等に入っているまたは、合計所得金額がない場合は提出不要です。

※4 以下、公的書類のいずれか1つをご用意ください。

- 運転免許証 ●各種健康保険証 ●住民基本台帳カード(写真付のもの) ●旅券(パスポート)

詳しくは、おきぎんの窓口におたずねください。



「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」を利用するなら安心の教育資金贈与信託「みらい応援」で。

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」とは？



**1,500万円まで
贈与税が非課税**

30歳未満のお孫さま等1人あたり、
1,500万円までの教育資金の
一括贈与が非課税になります。



**贈与資金を
信託することが必要**

お孫さま等から金融機関を経由して
教育資金非課税申告書を
ご提出いただきます。



期間限定

お申込いただけるのは、
2013年4月1日から
2021年3月31日までとなります。



**契約はお孫さま等
1人あたり1金融機関、
1店舗に限定**

「教育資金の範囲」について

非課税措置の対象となる教育資金の範囲は
以下のとおりとなります。

① 学校等に対して直接支払われる金銭

入学金、授業料、入園料、保育料、入学試験検定料、学用品費、
修学旅行費、学校給食費など

学校等 幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校、外国の
教育施設(日本人学校、インターナショナルスクール等)
認定こども園、保育所 等

上限1,500万円



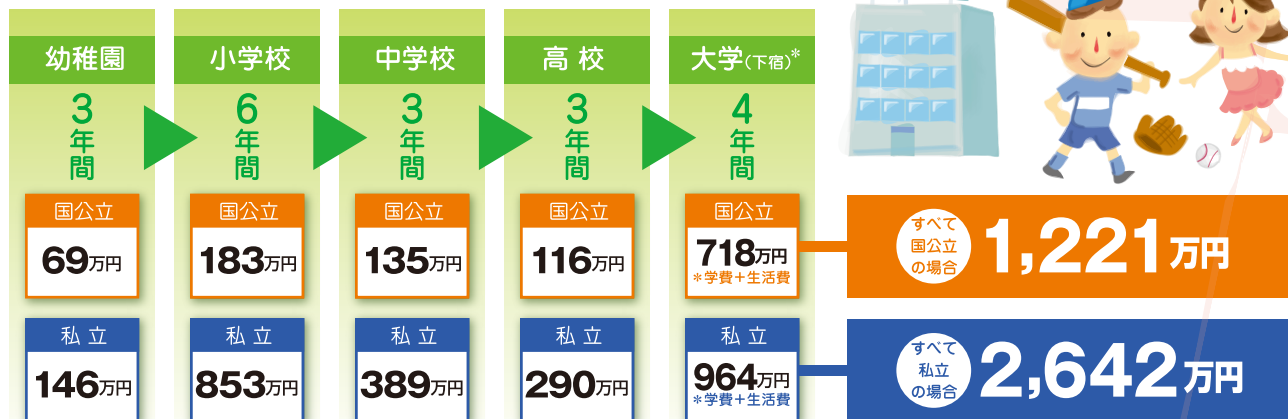
② 学校等以外に対して直接支払われる金銭で 社会通念上相当と認められるもの

学習塾、スポーツ教育、文化芸術にかかる教室等の習い事等への支払

上記
1,500万円
のうち **上限500万円**



子どもの教育費の目安は？



※出所：文部科学省「子どもの学習費調査(2012年度)」独立行政法人日本学生支援機構「2012年度学生生活調査結果」コース別教育費平均
総費用(お子様1人あたり) ※千円以下切り捨て

！ 本資料では、教育資金を贈与する方(贈与者)を「祖父母さま等」、贈与を受ける方(受贈者)を「お孫さま等」としております。

教育資金贈与信託「みらい応援」の仕組み

1 ご契約時（お手続きには、祖父母さま等、お孫さま等のご来店が必要です。）

- ① 祖父母さま等は、贈与する教育資金を当行に信託していただきます。（1,500万円まで）
- ② 契約後、お孫さま等に通帳をお受け取りいただきます。

※前年のお孫さま等の合計所得金額が1,000万円を超える場合、新規のご契約と追加贈与はできません。

2 払い出し時（お孫さま等によるお手続き）

- ③ お孫さま等は、当行に教育資金の支払請求を行い、領収書等をご提出いただきます。
- ④ 当行にて内容確認のうえ、お孫さま等は教育資金を払い出します。

※お孫さま等が未成年の場合、親権者さまとお手続きをさせていただきます。

2016年1月以降、領収証等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、教育資金の内訳などを記載した明細書を提出することができます。



教育資金贈与信託「みらい応援」の概要

お申込(贈与)期間 2014年1月6日から2021年3月31日まで

祖父母さま等 (委託者)	●教育資金を贈与する方 ●お孫さま等と直系関係である必要があります。(曾祖父母、祖父母、父母など)
お孫さま等 (受益者)	●教育資金の贈与を受ける方 ●祖父母さま等と直系関係にあり、29歳以下である必要があります。(子、孫、ひ孫など)
信託期間	1年以上でお孫さま等の30歳の誕生日の前日までの期間(元本支払日は、お孫さま等の30歳の誕生日)
信託金額	5,000円以上 1,500万円以下(お孫さま等1人あたり)
信託報酬	管理報酬：無料 運用報酬：3月・9月の各25日および信託財産交付日の前日に運用収益から予定配当額（予定配当率と信託金の元本により計算される額）等を差し引いた金額となります。
収益配当金のお知らせ	年2回(3月・9月各25日基準)、お孫さま等にお送りします。
取引店	全営業店(東京支店・美ら島支店除く)

教育資金贈与信託



Q1 専用口座に預け入れた金額の総額が1,500万円までは、必ず非課税扱いとなるのでしょうか？

A 定められた教育資金に充当した金額のみが非課税扱いとなります。教育資金管理特約終了時に、お預け入れいただいたご資金から教育資金として支払われた金額を差し引いた残額に対し、贈与税が課される場合がございますので、お孫さま等の教育計画にあわせてお預け入れいただく金額をご検討ください。

Q2 契約後、教育資金を祖父母さま等から追加して贈与することはできますか？

A 2021年3月31日までであれば、上限金額まで教育資金を追加いただくことは可能です。その際、追加で手続きが必要です。

Q3 一度預け入れた資金を祖父母さま等が途中で払い出すことはできますか？

A 本制度を利用してお預入れした資金はお孫さま等への贈与となるため、祖父母さま等が途中で払い出すことはできません。

Q4 複数の祖父母等から1人の孫に対して教育資金贈与専用口座を申込みできますか？

A お孫さま等1人あたり1,500万円までのご契約であれば、複数の祖父母さま等よりお申込みをいただくことができます。ただし、専用口座はお孫さま等1人あたり1口座までとなります。

Q5 専用口座に預け入れる前に支払った教育資金についても本制度の対象となりますか？

A お預け入れ後に支払った教育資金のみが対象となります。